

大和市公告第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成27年6月1日から施行する。

平成27年4月1日

大和市長 大 木 哲

1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模は、次に掲げる建築物（新築に限る。）とする。ただし、法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物、法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物、法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物、法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定をした建築物、法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物、木造でその主要な構造が軸組工法又は枠組壁工法以外の建築物、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に基づき、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く。

- (1) 大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）第16条第1項に定める市長が指定する建築物
- (2) 3以上の階数を有する木造の建築物
- (3) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（法第7条の3第1項第1号の規定による工程を有する建築物を除く。）及び兼用住宅で延べ面積が50平方メートルを超える建築物

2 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程は、次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は第2層における主要構造部である床板の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事	特定工程部分の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

3 その他

- (1) この指定は、平成27年6月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物(平成22年8月1日から平成27年5月31日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物の計画の変更による確認の申請を除く。)について適用する。
- (2) 平成22年大和市公告第72号の第3項に該当する建築物のうち、平成22年8月1日から平成27年5月31日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたもので、平成27年6月1日以後に同公告の特定工程に達するものについては、同公告の第1項、第3項及び第4項を適用する。
- (3) 平成22年大和市公告第72号の第3項に該当する建築物のうち、平成22年8月1日から平成27年5月31日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされ、平成27年6月1日以後に当該建築物の計画の変更による確認の申請がされたもので、平成27年6月1日以後に同公告の特定工程に達するものについては、同公告の第1項、第3項及び第4項を適用する。